

宇佐美学舎本部規約 条文の解説

条文	解説
	<p>規約には前文はないが、次のような経緯から「宇佐美学舎本部」の設立に至ったものである。</p> <p>■令和5年の中頃から、「学校授業支援隊」という名前で学校授業の支援をしてきたところだが、明確な規約を伴った組織ではなく、時々の状況に応じて、地域住民の皆さんへの声掛け、授業企画書の作成、関係機関等の対外折衝、外部講師の確保などを行いつつ、宇佐美区、コミセンなどの協力も得て、主に木部比佐夫、森篤の両名が中心的な実務者となって、学校授業の支援を行ってきたところである。</p> <p>■学校授業に係る行政等の具体的な機関との調整等も実施していることから、あらためて、責任の所在を明らかにし、自律な活動を行う規約を伴った明確な組織に発展させる必要がある状況に至った。</p> <p>■「学校事業支援隊」の活動を踏まえて、また、「学校授業支援隊」の活動のはるか以前から、子どもたちの郷土教育に関する活動や学校授業の支援を行ってきた「宇佐美江戸城石丁場遺跡・伊豆古道保存会」、「宇佐美流域会議」の活動を踏まえて、加えて、木部比佐夫、森篤がそれぞれ個人的に中心になって行ってきた授業</p>

宇佐美学舎本部 規約

(目的)

第1条 子どもたちがこの土地に生まれてよかったです、あるいはこの土地で生活できてよかったですと感じることができるように、そして大人になって宇佐美が故郷だと感じることができるように、また、子どもたちが健やかに明るく素直に育つことができるよう微力を尽くすことを目的とする。

(活動方針)

第2条 活動の方針を次のとおりとする。

(1) 宇佐美の自然、歴史、文化、行事、人物など、地域固有の事項について子どもたちが興味と関心をもつような活動を行う。

(2) 学校授業及び学校活動を支援することにより、教員の負担を減らし、教員が子どもたちのために質の高い学校教育に邁進できる環境を提供する。

(3) 責任を持った自律的な活動を心がける。

(名称)

第3条 この組織は、「宇佐美学舎本部」と称する。

支援の活動を踏まえて、規約を伴った組織を設立するものである。

第1条 総論的に、「子どもたち」を対象として、宇佐美の土地に関連して**3つの柱**を設定している。

- ① この土地に生まれてよかったです、あるいはこの土地で生活できてよかったですと感じることができ(活動を行う)。
- ② 大人になって宇佐美が故郷だと感じることができ(活動を行う)。
- ③ 子どもたちが健やかに明るく素直に育つことができる(活動を行う)。

第2条 目的を達成するため**3つの活動方針**を掲げた。

(1) 宇佐美固有の事物はオンリーワンであり、それ故、心性としてのナンバーワンにも結びつくものであるとの趣意も含む。

(2) これまでの学校授業支援活動を継続させる趣意。

(3) この組織が単なる学校の請負ではなく、地域住民として、この土地の子どもたちの教育について責任の一端を有することの自覚をもつという趣意。

第3条 明治6年に宇佐美の土地に小学校が設置され

2 第6条第1項第3号に規定する協力者登録簿に登載された方を含めて「宇佐美学舎」と総称する。

(事務所)

第4条 宇佐美学舎本部の事務所を伊東市宇佐美に置く。

(構成)

第5条 宇佐美学舎本部は、次の各号の全てを満足する者により構成する。

- (1) 第1条及び第2条に規定する目的、活動方針に賛同する者
- (2) 第10条に規定する役員会の承認を得た者

2 構成員の人数は、概ね15名以内とする。

(事業)

第6条 目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) (自主事業) 宇佐美学舎本部が主催する事業
- (2) (支援事業) 学校授業支援等、宇佐美をフィールドとして行われる子どもたちに関する諸活動に対する支援事業

たときの名称が「宇佐美学舎」であり、由緒ある名前を採用した。

2 マネージメント組織としての「宇佐美学舎本部」と実地に活動をお願いする協力者の方々とは一体であるという理念から、総称として「宇佐美学舎」を称することとした。

第4条 宇佐美の土地に関わる活動をすることから、事務所は宇佐美地区内におくと規定した。

第5条

(1) 「宇佐美学舎本部」はマネージメント組織であることから、目的、活動方針に賛同いただくことは当然である。

(2) 趣味の組織ではないので、構成員の上限を定めることから、構成員として参加するには役員会の承認を必要とすると規定した。

2 会員の数を増やせばよいという組織ではなく、目的意識を持つ組織であるので、また、機動的な活動ができるなどを考慮し、会員数の大まかな上限を規定した。

第6条 具体的な事業項目を分類して規定した。

- (1) 活動方針に規定した自律性を担保する一つとして、目的達成のために自主事業を行えることとした。
- (2) 目的達成のために、これまでの学校授業の支援活動及び宇佐美で行われる子どもたちに関わる活動を

(3) (登録事業) 活動に協力していただける方(団体を含む)を協力者登録簿に登載し、協力者登録簿を管理し、必要な配員をする事業

(4) (企画書等作成事業) 必要に応じ、宇佐美学舎本部が支援する学校授業等の企画書、計画書等を作成する事業

(5) (調整事業) 必要に応じ、宇佐美学舎本部が支援する学校授業等に伴う外部講師の調整、諸手続きの調整、関係機関の調整等の調整事業

(6) その他目的達成のために必要な事業

(総会)

第7条 定例総会を年一回開催する。また、必要に応じ臨時総会を開催することができる。

2 前項に規定する総会は次の事項の議決等を行う。

- (1) 予算の議決、決算の承認
- (2) 規約の決定及び改正
- (3) 理事の選任
- (4) 会計監査役の選任
- (5) 会費の額の決定
- (6) 前各号以外の重要な事項の決定

3 総会は、理事長が招集する。

支援できることとした。

(3) **宇佐美学舎本部の構成員だけで効果的な活動ができるものではないことから、また多くの地域住民の皆さんに、目的達成のための活動に協力、参加していただきたいことから、協力者の登録事業を行うこととした。特に重要な事業と位置づける。**

(4) 学校授業支援隊の活動で行ってきたことを継続して行うこととした。自主事業において、企画書、計画書等を作成することは当然である。

(5) 学校授業支援隊の活動で行ってきたことを継続して行うこととした。

(6) そのほかの事業も行えることとした。

第7条 積極的、効果的な活動を行うための共通認識、情報共有、民主的な活動のための総会規定を設けた。場合により、臨時総会においても定例総会と同様に決定できるようにするため、「定例総会」「臨時総会」を合わせて、「総会」と表した。

2 宇佐美学舎本部の活動に係る基本的、重要な事項を制限的に列挙し、その決定権限を総会に委ねることとした。また、臨時総会においても定例総会と同様に決定できるようにするため、「定例総会」「臨時総会」を合わせて「総会」と表した。

3 総会の招集権限は理事長のみとした。

4 理事長は会計監査役から臨時総会開催の求めがあった時は、臨時総会を開催しなければならない。

5 総会の議長は、理事長が務める。

6 委任状の提出を含み、過半数の出席をもって総会は成立するものとする。

(理事)

第8条 宇佐美学舎本部を構成する者の内から理事を選任する。

2 理事の人数は、概ね15名以内とする。

3 理事の任期は2年とし、再任を妨げない。

(理事会)

第9条 理事により理事会を構成する。

2 前項に規定する理事会は、次の事項の議決等を行う。

(1) 予算、決算の調整

(2) 総会の議案の調整

(3) 第10条に規定する役員の互選

(4) 第7条第2項に規定する事項以外の事項の決定

4 総会の招集権限は理事長にあるが、会計監査役からの招集の求めは拒めないこととした。

5 その都度議長の選任を行う労をなくすため、議長は理事長とした。なお、規約に記載はしていないが、何らかの特別の事情があり、理事長が議長にならない場合は、会議に諮って議長を選任することとする。

6 委任状提出の方法は、別途、理事会で決定する。

第8条 具体の組織の運営を行うために理事を選任する。

2 効率的な組織の運営ができるように、会計監査役を除いた全員が理事となることもあり得ることを想定して、第5条の構成員の人数と同じ表記とした。

3 一般的な任期を定めた。

第9条 理事の任務を具体的に執行するため、合議体としての理事会を設置した。

2 理事会の任務を列挙した。また、第4項において、総会の権限に属する事項以外の事項を決定できるとした。

(4) 総会の権限に属する事項以外の事項を決定でき

- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事会の議長は、理事長あるいは理事長が指名する者が務める。

5 やむを得ない理由により理事会に欠席する理事がある場合は、過半数の理事の出席をもって理事会が成立するものとする。

6 理事長は、理事以外の者をオブザーバーとして理事会に出席させることができる。

(役員)

第10条 理事の互選により、次の役員を選任する。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 1名

2 役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。

3 役員に欠員が出た場合は、速やかに役員を選任するものとする。ただし、この場合の任期は前任者の任期とする。

4 第1項各号の役員のほか、理事会の議決を経て必要に応じ时限的な役職を設けることができる。

5 役員は兼務することができる。

とした。

3 理事長が理事会の招集権限をもつものとした。

4 理事会における協議事項は、活動の細部に渡る具体的な事項となる場合もあることから、その時々の状況に応じて、理事長以外の理事も議長を務めることができる規定とした。ただし、この場合は、理事長の理事会欠席を想定していない。

5 地域の実情を考慮して、理事会は過半数の出席をもって成立することとした。また、理事は組織の運営に責任を持つ立場にあることから、その権限の委任は想定していない。

6 理事以外の構成員あるいは構成員以外の方を理事会に出席していただき、意見を聞くなどができるようにした。

第10条 会の運営に必要な役職を列挙し、理事の中から選任することとした。規約には特に役員の任務を明記していないが、一般的に任務を理解できる役職名とした。

2 役員に任期を設けた。

3 各役職の任期にはらつきが出ないように前任者の残任期とした。

4 これまでの実地の活動を踏まえて宇佐美学舎本部を設置するので、適宜対応ができるようにした。

5 構成員の数及び理事の数を考慮し、役職を兼務することができるとした。

(役員会)

第11条 前条に規定する役員により役員会を構成する。

2 前項に規定する役員会は、次の事項を協議、決定する。

(1) 総会及び理事会に属する権限に係る事項以外の事項の協議及び決定。

(2) 予算、決算の理事会にはかる前の調整。

(3) 総会議案の理事会に諮る前の調整。

3 役員会は、理事長が招集する。

4 役員会の議長は、理事長あるいは理事長が指名する者が務める。

5 理事長は、役員以外の者をオブザーバーとして役員会に出席させることができる。

6 役員会の会議記録を作成した時は、速やかに理事に報告しなければならない。

(会計監査役)

第12条 宇佐美学舎本部の構成員の中から会計監査役1名を選任する。

2 会計監査役は、理事となることはできない。

3 会計監査役は、宇佐美学舎本部の会計に関して監査を行い、総会でこれを報告する。

第11条 役員で協議ができるように役員会を設置した。

2 役員会の権限を列挙した。

3 理事長が理事会の招集権限をもつものとした。

4 役員会における協議事項は、活動の細部に渡る具体的な事項となる場合もあることから、その時々の状況に応じて、理事長以外の役員も議長を務めることができる規定とした。ただし、この場合は、理事長の役員会欠席を想定していない。

5 役員以外の理事、構成員あるいは構成員以外の方を役員会に出席していただき、意見を聞くなどができるようにした。

6 宇佐美学舎の運営に責任を持つ理事の間で情報共有を密にするため、理事への報告義務を規定した。報告のために理事会を開催するのは非効率であることから、迅速に情報共有がはかれるように、理事への報告とした。

第12条 会計監査役の選任を規定した。

2 職務の性格上、職務上の責任を明確にするため、会計監査役は理事にはなれることとした。

3 監査役から監査の実施について総会で報告することとした。

4 会計監査役は、必要がある場合は、理由を付して臨時総会の開催を理事長に求めることができる。

(会費)

第13条 第5条に規定する構成員は会費を納入する。

2 前項にかかわらず、活動の状況を勘案し、理事会の議決を経て时限的に会費を徴収しないことができる。

(入退会)

第14条 宇佐美学舎本部の構成員になる者は、役員会の承認を得なければならない。

2 宇佐美学舎本部の構成員であった者は、随时退会できるものとする。

(規約に記載の無い事項)

第15条 この規約に記載のない事項は、役員会において決定することができる。

2 理事長は、前項の規定により決定した内容を直近の理事会及び総会において報告しなければならない。

【附則】

4 会計監査役が会計の処理について、重大な疑義、不正等があると判断した場合は、速やかに臨時総会を開催できるようにした。

第13条 活動の原資として会費を徴収することとした。

2 柔軟の運営ができるように、活動の状況に応じて、时限的に会費を徴収しないことができる規定を設けた。

その場合は理事会の議決を必要とすることとした。

第14条 構成員になることができる時期は随时であることから、役員会において承認することとした。

2 本人の申し出により、理由の如何を問わず、退会は随时できるものとした。退会の承認は必要ないものとした。

第15条 機動的に何事かを決定する権限を役員会に付した。総会及び理事会の権限に属する事項については、規約に規定しているところであり、そうした事項以外の事項をいう。第11条の役員会の権限にも同様の記載があるが、この条では、さらに詳細な具体的な事項、あるいは、総会、理事会を開催する暇がないような突発的な事項等をさす。

2 情報共有のための措置とした。内容によっては、理事会及び総会の開催を待たずに、まずは速やかに理事に報告すべき事項もあることは想定される。

(適用日)

第1条 本規約は、令和7年7月30日から適用する。

【附則】

(適用日)

第1条 本規約は、令和7年7月16日から適用する。

(構成員)

第2条 発足時の宇佐美学舎本部の構成員は、次のとおりとする。

- ・木部比佐夫
- ・森篤

(理事)

第3条 発足時の理事は、第8条の規定にかかわらず次のとおりとする。

- ・木部比佐夫
- ・森篤

(事務局長補佐)

第4条 発足時は、第10条第4項の規定により、当分の間「事務局長補佐」の役職を設けるものとする。

第1条 理事の人数を修正した。

第1条 設立総会開催日と同一の日とした。

第2条 これまでの経緯から、速やかに「宇佐美学舎本部」を立ち上げる必要があることから、また、これまでの活動の実務者である2名を構成員として発足した。発足後、できるだけ速やかに構成員の増員を想定している。

第3条 発足時の構成員2名を理事とした。

第4条 これまで、発足時構成員の内一名は、「事務局長補佐」の役職名で実務をおこなってきたことから、「宇佐美学舎本部」の発足に際して、時限的にこの役職名を設置し、その役職に就任させることとした。

(役員)

第5条 発足時は、第10条の規定にかかわらず役員は次のとおりとする。

- ・理事長 木部比佐夫 (兼 事務局長、会計)
- ・副理事長 森篤 (兼 事務局長補佐)

(会費)

第6条 発足時は、第13条第2項の規定に基づき、当分の間会費を徴収しないものとする。

(会計監査役)

第7条 発足時は、会計監査役は構成員の人数に鑑み、当分の間空席とする。

第5条 発足時の理事2名を兼務を伴って各役職に就けることとした。

第6条 これまでの活動においても原資は特になかったことから、「宇佐美学舎本部」の運営が定まるまでの当分の間、会費は徴収せずおくこととした。

ただし、寄附、補助金、助成金等の収入についてはこれを制限するものではない。

第7条 発足時の構成員が2名であることに鑑み会計監査役は、当分の間、空席とした。

以上

以上